

ア！!?

就職活動中の皆さまへ



「聞かれてませんか？こんなこと！」

就職活動中に、企業指定の「エントリーシート」や企業訪問時のアンケート、面接時の質問などで、自分が働くことに何の関係もないようなことを、書かされたり聞かれたりした経験はありませんか？

※アルバイトでの就職活動であっても同様です。

例えば…

「国籍」「本籍」「家族構成」「家族の職業・収入」「住宅状況」「資産状況」「宗教」「思想」「尊敬する人物」「愛読書」「性別」「スリーサイズ」など。

このような内容が採用選考の材料にされるの??

⇒採用選考の材料にされる可能性があります。

もし「家族構成」や「親の収入・資産状況」などの理由で不採用になったら・・・

当然このような内容は、あなたが仕事をする上で何の関係もありません。

あなたの「能力や適性」以外を採用選考の判断材料とすることは、基本的人権を尊重した「公正な採用選考」とは言えません。

「職業安定法」では、求人企業等が遵守すべき、求職者等の個人情報の取扱いについて規定しており、厚生労働大臣の定める「指針」では、原則として収集してはならない個人情報を規定しています。詳しくは裏面を見てください。

※平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

「本籍」や「出身地」なども、本人に責任のない事項であり、採用選考には不必要な情報です。

## 学生の皆さまへ ～大阪労働局(ハローワーク)の取組～

大阪労働局(ハローワーク)、大阪府等はお互いに協力し「公正な採用選考システムの確立」に向けた取組を行っています。

また、大阪府内の国公立大学、短期大学、高等専門学校が加入している「大阪府下大学等就職問題連絡協議会」との連携により、就職活動を行っている皆さまから「就職差別等についての報告書」を提出していただき、問題のある採用選考を実施している企業等に対して啓発・指導を行っております。

詳しくは、在籍する学校等の「キャリアセンター」等の就職担当部門へお尋ねください。

なお、大阪新卒応援ハローワークでは、大学生等(既卒者を含む)を対象とした求人情報の提供、職業相談・紹介及び各種セミナー等を行っておりますので、大いにご利用ください。

就職学生を  
応援します!!  
大阪新卒応援  
ハローワーク



# 「求職者の個人情報取扱い」について

「求職者の個人情報取扱い」については、「職業安定法第5条の5」及び「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」により以下のとおり規定されています。



## 対象となるのは

求人企業、職業紹介事業者、特定募集情報等提供事業者などです。

## 収集する際に 守るべきこと

個人情報の収集は業務の目的の達成に必要な範囲内で行ってください。収集する際は、どのような目的で使用するかを求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示した上で、本人から直接収集してください。本人以外から収集しようとする際は、本人の同意が必要です。

**なお、以下の個人情報の収集は原則認められません。**

## 収集しては ならない 個人情報

- ・ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となる恐れのある事項(家族の職業、収入、本人の資産、容姿、スリーサイズなどの情報)
- ・ 思想及び信条(人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など)
- ・ 労働組合への加入状況(労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する事など)

**check!**



## 保管・使用 について

個人情報の保管、使用は収集の目的の範囲内で行ってください。

## 管理するに あたって 講じるべき措置

- ① 目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つための措置
- ② 漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置
- ③ 第三者からのアクセスを防止するための措置
- ④ 必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

## 本人に同意を 求める際の ルール

「業務の目的の達成に必要な範囲」を超えて個人情報の収集などを行うため、「特別な職業上の必要性が存在する等業務の目的の達成に必要な不可欠なため」に上記の「収集してはならない個人情報」を収集するため、又は、第三者から個人情報を収集するために本人の同意を求める際は、以下に掲げるところによらなければなりません。

- ① 求職者等に対して、同意を求める事項について、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。
- ② 業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、応募や職業紹介等のサービスを利用する際の条件としないこと。
- ③ 求職者等の自由な意思に基づき、本人より明確に表示された同意であること。

## 違反した時は

**改善命令や罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用される場合があります。**

